

平成 26 年度第 1 回東久留米市社会福祉審議会議事録

1 日 時

平成 26 年 4 月 16 日（水）午後 7 時 03 分～午後 9 時 05 分

2 場 所

市役所 7 階 701 会議室

3 出 席 者

〔審議会委員〕川村会長、磯部副会長、加藤委員、向山委員、石橋委員、鈴木（し）委員、有賀委員、石浦委員、岩田委員、松永委員

〔事務局〕鹿島福祉保健部長、宮崎福祉総務課長、秋山障害福祉課長、田中介護福祉課長、原田健康課長

〔コンサルタント〕㈱インテージリサーチ 2 名

4 次 第

（1）開 会

【事務局】本日は、お忙しいところ、ご出席いただきありがとうございます。私、会議冒頭の進行役をつとめます、福祉総務課長の宮崎でございます。よろしくお願いいたします。

本日は、平成 26 年度第 1 回の東久留米市社会福祉審議会となりますが、会議冒頭、審議会委員についてご報告がございます。お手元の社会福祉審議会委員名簿をご覧ください。2 号委員の早川和男様が多摩小平保健所の人事異動に伴い転出され、後任委員に所長の向山晴子様を推薦いただき、4 月 1 日付けで社会福祉審議会委員に委嘱いたしました。3 号委員の當麻好雄様が 3 月 31 日付けで辞職されました。後任には同じく社会福祉協議会から推薦のありました鈴木久佐子様を 4 月 1 日付けで社会福祉審議会委員に委嘱いたしました。本日は他の職務がありご欠席であります。同じく 3 号委員であります福地三郎委員につきましては推薦母体の民生・児童委員協議会から 4 月 14 日付けで辞職申し出の報告が提出されました。後任には同じく東久留米市民生・児童委員協議会から推薦のありました鈴木しげ子様を 4 月 15 日付けで社会福祉審議会委員に委嘱いたしました。

向山晴子委員をご紹介します。続いて、鈴木しげ子委員をご紹介します。皆さ

ま、よろしくお願いいたします。

【委員】町田市で3月まで保健所におりましたが、4月1日付で小平保健所の所長になりました向山と申します。町田市では在宅療養の推進やひきこもり者の支援などをしておりましたので、地域で一緒にやらせて頂けると大変ありがたく思います。よろしくお願いいたします。

【委員】福地委員の後を継いで、その後の任期をつとめさせていただきます。よろしくお願いいたします。

【事務局】本審議会の開催につきましては、東久留米市社会福祉審議会条例第6条の規定により、審議会委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができないこととなっております。本日は、出席委員が10名で定足数の半数に達しておりますので、会議は成立しております。

会議の傍聴に関しては平成25年度第1回審議会で確認いただいておりますように、傍聴希望がございましたら許可することといたします。ご了承のほどお願いいたします。

(傍聴者2名)

本日の関係資料の確認をお願いします。事前にお送りしました資料は、本日の会議次第、東久留米市地域福祉計画第3次計画素案骨子、そして平成26年3月27日付けの厚生労働省社会・援護局長通知。内容は生活困窮者自立支援方策について市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項であります。

「地域福祉に関するおたずね」調査報告書につきましては、審議会で多角的に検討いただきましたが、このほど冊子としてまとまりました。今後の審議にご活用いただければと思います。報告書全ページは昨日、市のホームページに公開しております。

そして、本審議会の審議経過及び今後のスケジュール、2月20日開催の庁内検討委員会会議録であります。ご参照いただければと思います。

本日追加しております資料は、第3次計画素案骨子の14ページ、(3)交流の促進にかかります概念図を作成しました。のちほど素案骨子の説明の際に概念図に触れたいと思います。

以上、漏れはございませんでしょうか。

それではこれよりの進行は川村会長にお願いいたす段取りですが、10分ほど遅れると

連絡が入っていますので、副会長に進行のほうをお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

【会長到着】

（２）地域福祉計画第３次改定について

○生活困窮者自立支援法と地域福祉計画について

【会 長】皆さま、こんばんは。それでは平成２６年度第１回、２５年度からの通算ですと５回目の審議会を始めたいと思います。

委員が３名代わりました。どうぞよろしくお願いいたします。地域福祉計画第３次改定の検討途上ということで議論に加わっていただきます。疑問に思われる点などありましたら、遠慮なさらずご質問なりをしていただきたいと思います。

今日は会議次第にありますように、まず厚労省からの通知の説明を事務局から受けたいと思います。これは地域福祉計画に盛り込むべき生活困窮者自立支援方策でありますので、審議会としてもしっかり受け止めて参りたいと思います。

この厚労省通知の内容も含めまして、第３次計画の素案骨子を検討したいと思います。

まず、厚労省からの通知の説明を事務局にお願いします。

【事務局】生活困窮者自立支援法と地域福祉計画についてご説明させていただきます。

まず、生活困窮者自立支援法の成立過程ですが、今までは「セーフティネット」のひとつとして生活保護制度がありました。この生活保護制度の見直しと同時に、今後社会経済の構造的な変化等による生活保護受給者や生活困窮に至るリスクの高い層の増加を踏まえて、生活保護に至る前の生活困窮者への支援を強化するため、昨年の１２月６日に制定された法律です。国では、生活保護法と生活困窮者自立支援法を二段構えにし、生活保護制度の上に生活困窮者自立支援法を位置づけて自立を促していくという方策を打ち出したものです。内容については概要をご覧くださいと思います。

福祉事務所がある自治体については、自立相談支援事業、就労その他の自立に関する相談事業を必須事業として課せられたものです。離職等により住宅を失った、あるいは失うおそれのある人に対して家賃相当の住宅確保給付金を支給するという事業も各自治体に課せられた必須事業となります。施行期日は来年の４月１日となっています。

その他の事業として、就労準備支援事業、一時生活支援事業、家計相談支援事業、学習

支援事業は任意事業として定められています。今挙げた、法律に基づく生活困窮者自立支援方策について、３月２７日付けで厚生労働省より「市町村の地域福祉計画に盛り込んでほしい」との通知があったので盛り込んでいきたいと考えています。

盛り込む事項として、

- １．生活困窮者自立支援方策の位置づけと地域福祉施策との連携に関する事項
- ２．生活困窮者の把握等に関する事項として、支援の対象となっている生活困窮者を把握するために必要な情報の種類とその把握方法等について

行政が生活困窮者に関する情報の把握方法の例として、各自治体において生活困窮者を把握して支援を適切に実施する前提として、以下の様な情報の把握が必要と考えられます。今現在の被保護者の数、被保護世帯数等に関する情報。また、生活困窮者に関する情報として、生活保護受給相談件数、失業者数、租税・保険料の滞納者数等の把握が必要になってくるというような例があげられております。その他、関連する情報として、ニート、ひきこもり、高校中退者数などが、厚生労働省から例として示されております。

その他、学校や教育委員会、それぞれの施策、事業をしている、例えば地域若者サポートステーションやひきこもり地域支援センター等、子ども家庭支援センター等の関係機関等との連携により情報を把握する。一方で、行政機関で把握が困難な情報については、社会福祉協議会や社会福祉法人（保育園等を運営する機関等を指す）、民生委員、児童委員等の地域ネットワーク、あるいは近隣等によるインフォーマルな見守り活動等との連携をして生活困窮者の把握に努める事項を地域福祉計画に盛り込むべき事項とされております。

３．生活困窮者の自立支援に関する事項

相談支援体制の整備、生活困窮者自立支援法に基づく支援の実施、関係機関や他の制度による支援、民生委員や自治会、ボランティア等によるインフォーマルな支援と共に、生活困窮者支援を通じた地域づくりを明記するよう要請されています。

以上ですが、この盛り込むべき事項の中で、２点目の生活困窮者の把握等に関する事項でニートやひきこもりなどに関しての情報収集は、今まで私達が議論してきた近隣住民等による情報が頼りになると考えております。今回お示しします計画素案の骨子の中に出てくる様々な生活課題を抱える市民の掘り起こし等については、地域住民の絆づくり等が必要かと考えられます。今後地域福祉計画に、生活困窮者の支援方策を載せていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

【事務局】補足の説明をさせていただきます。生活困窮者自立支援法というのは、第２の

セーフティネットのところに位置づけられます。第1のセーフティネットが健康や雇用の保険制度、第3のセーフティネットは生活保護制度です。雇用保険がいただけない方で職業訓練を通じて早期職業復帰を目指す方、生活が厳しい方は職業訓練の受講手当が受けられるものです。住宅支援給付事業は当市でも行っていますが、家賃の補助を行うことで就職活動を円滑にするために支援をするものです。今後、住宅支援給付事業を包含した生活困窮者自立支援制度を進めていく予定です。制度を利用して生活の立て直しをしていただくということで、生活保護制度に至らないようにしていくものです。地域福祉計画に入れていただいて、ニーズの発掘を含めて地域の力が必要になるというものです。

【会 長】説明が終わりました。生活保護制度に至る前の生活困窮者への支援を強化するもので、来年4月施行されますが、地域福祉計画の中に位置づけて取り組んでほしいというのが国の要請です。東久留米市はちょうど計画改定の作業途中ですので、国の要請をどのように反映させていくか、審議会としても検討を進めていきたいと思います。説明に対してご質問等あればお願いします。

【委 員】東久留米市に生活保護受給者はどのぐらいいますか。

【事務局】約1500世帯、2000名です。当市では人口比で1.92%、2%未満です。

【委 員】生活保護受給者を、もっと減らすための活動は何をしていますか。

【事務局】就労支援をして、就労に結びつけ、自立してもらおうということです。リーマンショック以降、毎年度150世帯ずつ増えていたが、平成25年度は鈍化しています。

【委 員】市として何名に抑えようという目標はあるのですか。

【事務局】申請を阻害してはいけないことになっているので、目標はありません。就労支援をもとに、自立していただくのが一番の近道になります。

【委 員】説明いただいた矢印の戻りで、どのぐらいの方が利用しているか。

【事務局】求職支援については、ハローワークの分類なので詳細はわからないが、住宅支援給付事業については、昨年度は21名、18名就職しました。

【委 員】ひきこもりの国や東京都の定義は若い方だけになっている。ただし、現実には高齢者などもある。施策を考えていく中では、疾病によって生活困窮になっている方や年齢が高い方の生活保護への移行の問題もあるので、ライフステージ、生活困窮に至った背景への配慮も必要なのではないですか。

【会 長】年齢別や至った背景などの分析はありますか。

【事務局】相談において、その都度事情等をお聞きし、申請の必要のある方は申請いただいている。相談の過程で障害や介護などの相談窓口につなげることもしています。

【委員】ニートやひきこもりの数はわかるのですか。何をもって生活困窮者と考えればよいのですか。

【事務局】国は生活困窮者の定義を、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者としています。父母が働いている世帯では、基本的にニート・ひきこもり達は生活費には困ってはおらず、ただひきこもっている状況が発生している。そういった人の把握は、周りからの情報でしか得られないのが現状です。職業で困窮している人、住宅で困窮している人、生活設計をどこに繋げたらよいか困っている人も含めたのが生活困窮者となります。

【会長】個人情報の問題もあるのでなかなか難しいが、それぞれの人の人生の背景がある。行政として難しいところがあると思うが、ハローワークとの連携はどうですか。

【事務局】ハローワークの出張施設が市庁舎の1階にあるので、連携しています。就職先についてアドバイスをいただきながら、支援を進めています。

【委員】困窮者の発掘はどうしているのですか。民生委員さんがいるという指摘で来るのか、相談に来た人だけ対象なのか。

【事務局】生活困窮者自立支援制度としては、色々なところからの情報が必要と考えています。住宅支援給付事業はハローワークからの紹介もあり、また、広報をご覧になって連絡くださる方もいます。

【会長】窓口に行きたくても世間体を気にして行けない、足腰が悪くて行けないなど色々な部分がある。アウトリーチもよいかもしれない。そういう部分で、民生委員さんの制度もあると思います。

【委員】生活困窮者を早期に発掘するという例について、どういう人たちをターゲットとして進めていくかなど、市として案があるのですか。経済だけでなく精神的な問題を抱えている、身体疾患を持っていて働くのがつらい方もいる。そういう方をどうやって見つけるのか。仕事を持っていても劣悪な環境で働いている、健康を壊しそうな労働環境の方も対象に入ってくると思う。市としてはどういう方々を探していこうとお考えですか。

【事務局】この法律は12月にできたばかり。自治体としての支援策を打ち出し、アピールすることが必要。相談の連絡は電話でも構いません。

【委員】住宅サービスなどもあるということで、どの様な方に来てほしいかがはっきり

していないと宣伝方法なども困るのではないか。

【事務局】社会保障制度改革国民会議の報告書にも記載してあるが、低所得者とか不安定雇用労働者への対応というところが課題の1つにあがっている。「日本の社会保障制度は低所得者や無職者でも加入できるよう工夫した仕組みではあるが、非正規雇用労働者等の増大する中で、制度的に被用者保険制度の適用から除外されている者が増大し・・・」と問題になっている。こういうところにも焦点を当てていかなければいけないというところが、今回の自立支援法などに入ってくると思っています。非雇用者の部分、雇用の安定していない人は、色々な形で相談するシステムはあったのだが、さらに国の制度として、生活困窮者という制度をいれていく。ターゲットとなるのは、そういうところだと考えています。

【委員】たとえば高齢者で年金を4万、5万しかもらっていないような人は対象者になるのですか。

【事務局】相談には応じますが、住宅支援については、概ね65歳までの稼働年齢層と考えている。内容により生活保護へつなげることも考えられます。包括支援センターやケアマネさんや病院など、様々な方面から相談が入るので、ケアマネさんと一緒に訪問をする。地域の人々からも情報が入るので、あらゆる相談に応えられるものと考えている。情報はあらゆるところから来るので、広く全般にと考えている。国でもガイドラインは今現在示されていない。体制なども国からは夏頃出てくる予定であり、同時進行の形で進んでいる。各地域でモデル事業を行っているが、それを参考に国もまとめている最中と伺っています。

【会長】ほかの委員さんはいかがですか。

【委員】この法律に携わったのが、当時の内閣府の政策統括官の山崎史郎さんでして、厚生労働省時代に介護保険法成立に関わった3名（他に中村秀一さん、香取さん）のうちの一人です。その後山崎さんは消費者庁次長に異動されましたが、この自立支援法成立時、統括官の時に、地域福祉がどうあるべきかという対談をされています。その相手方は生活困窮者を見いだすために努力された秋田県の藤里町の社協の方です。藤里町の人口は約4,000人程度で、生活困窮者の数について、実態を知るために3年かけて、18歳以上55歳未満、定職を持たずに2年以上経過している人の実数を調査しました。推測が20～30人のところ、訪問調査の結果、ひきこもりと言われる人は113人いたという結果でした。18歳～55歳の人口のうち10人に1人がひきこもりという状態です。そのような実態を受けながら、厚生労働省としては、貧困の連鎖を止めようということで始まったのがこの法律制定の経緯です。

私共の財団の理事長も法律制定に関わっており、委員会に出席して報告書を出しています。山崎さんと藤里町社協の方との対談で、山崎さんは、生活困窮者支援制度の4つのポイントを掲げています。

1. 相談支援

生活困窮者は窓口に来ないからアウトリーチによる相談支援の体制を作る必要がある。

2. 就労支援

3. 家計再建のための貸付制度

4. 地域資源の発掘

地域住民が一緒になって支えていける体制づくり。

これを、藤里町の社協では既に実施されているという内容でした。

人口規模が全く違いますが、1つめのポイントであるアウトリーチによる相談支援、4つめのポイントである地域資源の発掘、地域で支える体制というものが、今回の東久留米市の地域福祉計画では重要な項目になるのではないかと感じています。

【委員】アウトリーチとは具体的にどういうことですか。

【委員】窓口で待つのではなく、自分たちから出かけて行って困っている人を探しだして支援をする体制のことです。

【委員】市がするのですか、民生委員がするのですか。

【委員】その地域で行い、責任は自治体になります。

【委員】市の方が行くのではなく、システムを作るということですか。

【委員】市と市民が連携してシステムを作り、それぞれが役割を担います。藤里町の場合は社協の人がシステム作りと実践を担当しています。

【委員】どの人が適格かどうかは誰が作るのですか。

【事務局】福祉総務課でそれぞれの相談に来られた方に対して、私共で相談を受け、様々な形で調査をして決定されます。

【事務局】厚生労働省が設定した生活保護の基準があり、それに基づいて市が決定しています。

【委員】具体的に市の誰が決めるのですか。

【事務局】国の基準であり、市が作っているではありません。

【委員】パチンコをしているなど、担当の意見は斟酌されないのですか。

【事務局】収入調査、銀行への調査などもする。ただし、パチンコしていたらだめかどうかどう

かは審査に入りません。

【委員】そこまで厳しく審査をされているのに、テレビなどで種々報道されている。ダブルチェックなど、そういう人はいないのか。システムはないのですか。

【事務局】マスコミで報道されると、生活保護を受給している人すべてが悪いかのようなイメージになる。私共は、そういう人はいないと考えている。真摯な気持ちで相談を受ける。不正行為を行っているとは思っていないし、チェックもしている。

生活困窮者について加藤委員のご発言にもあったが、行政コストの肥大化、東久留米市においても生活保護だけで37億円で2000人。貧困の連鎖をいかに断ち切るかが重要な課題となっている。国が地域福祉計画の中に生活困窮者への対応を謳いこんでくださいということで指針が示されていると理解している。そのために、今回我々が計画している支え合いのシステムで、そういう方々も支えていかななくてはならないと考えている。多角的に議論いただきたい。

【委員】民生委員のご苦勞も聞いているが、市全体のシステムを作らなくてはならないと思います。

【会長】計画策定中なので大事なポイントとして盛り込むということによろしいですか。資料にあるように、生活困窮者に地域福祉という視点を盛り込む。その際に、必須事業は自立相談支援事業と住宅確保給付金、任意事業については市としてどうするか、何人いるかなど、既に把握されている部分も盛り込むということによいですか。

○地域福祉計画（第3次計画素案骨子）について

【会長】つぎに、前回までの骨子・構成案から素案骨子へと進んできました計画素案ですが、説明を受けて議論を深めたいと思います。事務局、お願いします。

【コンサルタント】これから何回か皆さんと審議をして、中身をどのように厚くしていくかというところがポイントになってくるかと思います。

その前に、展開イメージということでカラーコピーを用意しました。先ほどの生活困窮者への対策も含めて、いかにアウトリーチということで相談窓口を地域の中に埋め込んでいくかという仕組みの中で、誰がそれをつないでいくか、つなぎ役になるコーディネーターをどう作っていくかということが、この計画の中で重要になってきます。生活困窮にある方々をはじめ、専門職、医療・福祉等の関係機関、行政機関などとの関わりは不可欠なので、そういった専門機関の方々の機能と地域でつなぐ方々を同時に、仕組みづくりとし

ては二重になるということをご了解頂きたいと思います。二重の意味は、イメージ図にある様に、下のところで身近な地域でつなぐ仕組みを作るところと、つなぐ中で専門的な対応、ニーズへのサポートということがあります。救急車の絵については、豊島区で救急車を呼ぶということがコミュニティソーシャルワーカーの事例として出ている。このような部分にまで踏み込んで、専門機関が地域に入っていくためのつなぎ役として機能するという仕組みを、生活困窮も含め地域の課題、地域の交流も含め、オールマイティな形で地域に埋め込む計画が、今回の地域福祉計画であるということで、このイメージ図をまとめております。

総論のところでは、今回の計画の概要としていくつかのポイントに絞って掲載しております。

○ 福祉課題の解決を地域が担う姿に

自助・互助の土壌をいかに育てていくか。だれもが参加する地域福祉像構築の必要性を謳っています。

○制度の「谷間」への着目、福祉課題の「見える化」への対応

先ほど説明した生活困窮の自立支援等のような課題を、いかに見えるようにしていくかということ。当然、個人情報絡みもあるので、どのような形で谷間の部分の見える化を進めるかというのが重要になってくる。これは、アンケート調査だけでは把握が出来ない世界です。

○地域包括ケアの構築を目指す

東京都から出ている「地域包括ケア」の意味について、1つの施設の中で完結させるのではなく、地域の中で全体として包み込める仕組みとして考えていくということで「支援付き地域」としているのが、人・団体・専門機関をいかに地域の中に埋め込んでいくかという言葉ということでご理解ください。

すでに本市では「サンライトプラン」という形で進められてきておりますが、これからは、対象者も多様になりますし、課題も地域ごとに様々になりますし、今までの把握方法だけでは掴みきれない課題が山積してくるので、10年のスパンの中で何ができるかをこの計画書の中に加えていくような計画になるのではないかと考えております。計画の位置づけとしては、部門別計画になるが、「すべての市民が支え合える」という部分を基点にしないとなり立たない計画。「協働と参加」という意味で、地域社会をどのように見ていくかということが重要となる。これは一朝一夕でできるものではなく10年位の長いスパン、

中長期で見直しもかけながらアプローチをしていく。その中にはP D C Aサイクルで振り返りながら次の行動につなげるというスタイルが必要となります。

骨子の1ページにもあるが、施策に対する評価もあるし、地域での活動へ支援をどうフォローするかということもでてくる。特に、団体が地域を超えてがんばっている場合にどのように支援していくかということも出てくるし、コーディネーターをどこからみんなが育てていくかということも考えていかななくてはならない。そういう意味で、中長期的な視点が重要となってきます。

個別の高齢者・障害者・子どもという取り組みは当然であるが、制度の谷間に当たる方、いずれにも該当しないが困り事がある方がいるので、そこにアプローチをしていく性格のものであるということをご留意頂きたいと思います。

3ページ目、東久留米市地域福祉の基本的な考え方として、これからの10年に向けた「東久留米の地域福祉」の基本理念として「あらたな“つながり”づくり」という言葉で表現しております。住みよい地域を考える、まずはそこを基点にしないといけない。これは、アンケートの中でもみんなが支え合うということの重要性は年代問わず全ての方の共通認識として非常に高い割合が出ている。こういったところの説得材料としてはアンケートの中からも結果の反映もさせていきたいと考えております。また、災害時要援護者の取り組みもあるが、人と人との繋がりを大切にしていく。これは要するに個人情報はどういう風に管理してみんなで支えあうかということも言及していかないと机上の計画になるということも踏まえる必要があります。

支え合うネットワーク、誰もが参加できるという仕掛けを考えていくということ。地域社会にそういう仕組みができることを基本理念として謳う必要があるということです。

下の概念図は、今までも委員の皆様にはご覧になって頂いているが、制度として支える部分と、隣近所で支え合う部分と、そうは言っても地域性もあることを踏まえて、それぞれの地域での支え合いをロングスパンで作り上げることを考えていこうということで掲載してあります。

大きなポイントとしては、繰り返しになりますが、3点出てきます。地域包括ケア（4ページ目）、地域全体で包んでいく考え方だということ。国や都でも触れているように、暮らしと住まいというところに着目するという、住まい方を念頭においた施策展開がないと、なかなか地域で知り合う、つながるということになりません。

多様なニーズへの対応をするということでは、日常生活圏域と市の地域区分の整合性と

ということも踏まえた展開も考えていく必要もあるし、「相談窓口が出来ました」というお知らせにとどまらず、コーディネーターの人達が地域の中へ出て行く仕掛け、色々な人材を検討しながら育てていくという必要が出てきます。施設から在宅への流れの中で、医療との関わりを仕掛けの中で埋め込んでいくかということが重要になってきます。

地域資源のネットワーク化、やりくりをどうつないでいくかということが一番のポイントになってくる。視察に行かれた中で得たヒントが盛り込まれていくと、非常にリアリティのある計画になると考えています。

そういった意味で、5ページ目に掲載してあります地域特性をどう捉えてこの計画の中に組み込んでいくか、モデルをどう形作りするかというところで、今までの知見を生かしていくことになるかと思います。

もう一つの重要な点は、災害時の要援護者対策。個人情報をごどのように収集してデータベースとして蓄積をしていくか。大田区では27,000名の高齢者の情報を全て包括支援センターで個人情報として把握できる体制を作ったという話を聞いている。国でも始めているが、検診を受けているが、再度医療機関に行ってもらおうという情報を完全に名寄せするような仕掛けをこれから始めるという話も出ている。個人情報をきちんと紐づけしていかないと、支援からどう変化したかが見えなくなってくるので、要援護者対策の進展というのは、大きな契機になる。この計画の中でも重要なポイントになります。

6ページ目では、生活困窮者自立支援法をごどのように位置づけて、この計画の中に埋め込んでいくかということもこれから十分な議論をしていただくところになります。

7ページ目の現況と課題について。ここに掲載してある数値は、若干衝撃的ではあるが全国へ向けてプレス発表をしている数値です。人口問題研究所が出している長期推計になります。東京都の人口は東京オリンピックが始まる頃には減ります。その中で、唯一増加するのは高齢者のみ。これから人口減少が進む中で、高齢者の問題だけではなく、地域全体で問題を解決するという姿勢を持つ必要があるということを数字が示す段階に至っている。

8ページ目、地域福祉の現状と課題。アンケートの結果と様々な施策からの情報をもって、課題を書き込んでいくということで進めてまいります。

9ページ目、第3章の基本方針では、3つの方針を謳っています。

1. 新たな支え合いを目指して→地域のコーディネート
2. 地域の生活課題への対応→自助、地域での互助の仕組みの充実

3. 自助、互助を支援する公助の役割→個別支援、地域・団体支援の充実

第2部、各論について。12ページ以降、基本目標として、先ほどの3項目をそれぞれの項目として立てています。本日お配りした「つながりづくりの展開イメージ」が、基本目標1を表現するイメージとしてご覧下さい。コーディネーター1人を要請するにしても、2～3年かけて地域を掘り起こしていくという中での戦略なので、時間と関係機関とのネットワークがないと育っていかない。それを踏まえて、コーディネーターをいかに育成していくかということを埋め込んでいく部分になります。

先ほど委員より指摘があった、地域資源の捉え方については、東久留米市の特色をどう生かすかというところでどのようなテーマの切り口で、どのような問題の切り口でつなげていくかということを考えていく必要があるかと思います。

13ページ目。新たな支え合いのために、こういった仕組みを進めていくためにはバックアップをする機能がないと機能しないので、利用者本位のサービス提供体制の整備とあわせて相談窓口やコーディネーターをどのように機能強化するか、権利擁護体制、サービスの質の確保をどのように具体化するか。利用者への情報提供も、窓口だけではなく、若い世代はインターネットで様々な情報を把握するので、そういったところへ様々なレスポンスをするという体制を考えていく必要が出てくると思います。

アンケートの中でも若い世代の方々は、「こんなことが自分にはできる」ということが社会参加のきっかけとして書かれている。あらゆる機会を持ちながら、祭り、フェスティバルなど交流する中でつなぐという仕組みもこれからは考えていく必要があるのではないかと考えております。

15ページ、基本目標2。具体的に個別の施策として行政が打ち出していく施策としてどういうものかは、今後具体的に詰めていくが、「みまもりネットワーク」「緊急通報システム」「安全・安心まちづくり条例」「災害情報・緊急メールシステム」といったものを、個人情報きちんと把握しながら、このような仕組みを機能させ、どう生かすかということが大事になってくる。6番目に記載した災害時要援護者対策を、避難支援計画と相まってこの計画に謳いこんでいくということになるかと思います。

16ページ、基本目標3。今までに皆さんのご指摘にもありました様に、実態を踏まえていかないと制度の狭間・谷間も、課題・意識も分からないままとりかねない要素もあるので、国から出されているものではありませんが、東久留米市としての方針をこの中に謳いこむ中で、地域でそういう機能を、市民も参加するなかでいかに埋め込んでいくか、ご

意見をいただきながら肉付けしていくところではないかと考えております。

整理不足な部分が多々ありますが、素案の骨子としてお示しさせていただきました。

【会 長】各委員さんから色々のご意見を頂いて、事務局あるいはコンサルにご回答いただければと思います。

【委 員】わからないことだらけ。あまりにも難しすぎる。障害者の方は何がわかるのか。聞いていて嫌になる。支え合いはキーワードで基本理念となっている。これまでの支え合いとどう違うのか。最初に説明すべきである。地域資源は何を指しているのか。言葉の説明が最初にないといつていけない。

【会 長】言葉の意味などは共通理解しておかないといけない。委員だけがわかっていても困るし、市民もわからないといけない。口火を切っていただいたが、新たな支え合い、地域資源について、市民の目線で説明いただきたい。

【コンサルタント】結果的には文章再読かもしれませんがご容赦ください。3 ページに新たなつながりと形容している。市民のライフスタイル・価値観の多様化、市民のすべてが居住歴が長いわけではない。市にいるからと言って同じ価値観ではない。持ち家だけでなく、集合住宅に住んでいる方、他の地域に行かれている方々、居住環境が違っても住み続けたいとアンケートの結果から出ている。そのうえで文章を書いている。大震災を経験する中で、どの地域でも人と人のつながりを考えていくことは必要だと言われていると思う。従来から取り組まれてきた地域のつながりがないわけではなく、改めてきちんと作ってこうという気運があるのは疑いの余地はない。それゆえ新たなつながりづくりを書いています。

地域資源という熟語は難しいところはあるが、特に文章の中ではまだまだ固い言葉で恐縮だが、1 枚紙に地域資源について説明します。

地域で困っている人を探し出すために、訪問活動をしてその方々に必要なアドバイスをしたり情報提供をしたりするのが、これからの地域福祉コーディネーターの一番大事な役割になってくるのではないかと思います。ただし、コーディネーターの役割として、それで全ての課題が完結するということは多くなく、速やかに医療機関につながらないとサポートが出来ないとなると、コーディネーターにできることは、専門機関の方に紹介するなどしてあげなくてはならない。あるいは、ひきこもって学校に行けない子どもをコーディネーターが発見できれば、教育機関につないでいかななくてはならない。今申し上げた、特に専門的な手立てをしてあげる機能・団体等を私はこの計画の中で1つの地域の資源として

位置づけることができるのではないかと考えております。団体が地域資源ではないということをお願いしているのではなく、コーディネーターが日頃お世話になったり、自身も参加している団体があれば、そこへつなぐことでも「団体＝地域資源のひとつ」と捉えて頂ければよいのかなと考えてイメージ図を作っております。

地域資源というのは、どこに何が埋まっているのか、ということではなく、むしろコーディネーターや専門機関の方が一緒になって検討しながら、私たちが地域資源になれるかどうかということもこの審議会の中で発掘していただければ、検討を踏まえていけば、1つの地域資源だという定義を謳っていくことができるのかなと考えております。

地域資源という言葉は、幅の広い言葉と理解いただければと思う。

【会 長】まだ素案の素案、骨子なので専門用語が入って難しくなっているということではないですか。

【委 員】違和感を感じる。アンケートをコンサルがまとめるのはわかるが、地域の福祉計画の骨子、言い換えれば会社の営業計画が丸投げなのはわからない。担当課が説明すべきでないか。耳に残らない。

【事務局】まさにそのとおりである。説明をコンサルにさせているが、皆さんから5回の意見をいただいてまとめているし、関係課長と検討委員会を開いて、そこで相談をして作っている。今回のところでは、在宅療養の推進を入れさせていただいている。現在医師会で骨を折っていただき、東京都から補助金をいただき、今後の在宅療養をどう進めていくかという話をしている。これも地域福祉である。福祉の課長たちが入れてほしいものを入れている。計画を作るにあたり、丸投げではなく、計画について議論したうえで骨子を作っている。申し訳ありませんでした。

【委 員】本来は担当部署の方が英知を絞ってまとめていくべきではないか。

【会 長】大事なところである。原則は市の職員と委員と市民で行うのが一番いい。なかなか日程的にもマンパワー的にも難しい。コンサルは先進的な事例の情報などもお持ちである。主体は委員会なので、コンサルのノウハウを上手に引き出して付加価値を持たせたい。主と従を逆にしたほうがよい。

【事務局】皆さんに視察いただいた市の現状も踏まえてこの案ができています。補足しなくてはならなかったのは、机上の議論ではなく、団地の自治システムであったり、住宅街の一角に共同で使える場所があったからうまくいっている。そうしたところを市でも把握して、文章にするとこうなったというもの。申し訳ありません。文章化するとそうなったと

ということです。

【委員】コンサルが説明した内容は市の担当者ではできないということですか。

【事務局】コンサルの力を使って、審議会で出た意見を集約して、市の検討委員会で話し合いをし、意見に対してどのように対応するのかを検討して進めていきたいというのが元々の考え方。地域の支えを作るにはどうしたらよいかというのは、地域の抱える問題・特性が違うので、委員の皆様から出された様々な意見と行政の情報を合わせてこの計画を作っていくことになる。それをまとめて具体的に文章化・形作りをして頂く時にコンサルの力が必要になると考えています。

【委員】コンサルが説明する必要性は全くない。素人にはわからない。簡潔に手短かにしてほしい。

【委員】1週間前に資料をいただき読んだ。内容がどうか知りたい。説明をもう少ししてほしい。5つぐらいのワードの説明がほしい。説明はコンサルでも部長でも中身がわかればよいと思います。

【会長】市民に向けて、7月のシンポジウムをどうするのか。今後の日程のところで話があると思う。11万の市民がみえて、我々が注目しているという雰囲気の中で議論をしていくのが大事である。他ご意見ありますか。

【委員】3ページの基本理念を多くの市民が共有できるかが大切だと思います。ここで掲げているものは、今までに氷川台自治会などを視察して、そこから出てくる共通的な言葉として、例えば、つながりをみんなが大事にしている。住みよい環境を作っていくことを皆さんが求めている。支え合うネットワークが大切だということで活動している。必要な支援を受けられる地域づくりが求められているというところは、自治会共通の項目として出てきたことが文章として現れているのだと思います。何のためにこういうことがあるのかと考えてみると、基本理念というのが肝になってくるのかなと思います。抽象的かもしれませんが、基本理念で言っていることを考えて自分なりに表現してみると、「地域で生活する人たちがどのような状態であっても、自分らしく最後まで尊厳ある暮らしができることが最も基本的でかつ重要なことである」。これを基本理念と考えます。

そのようなことを共有して、自治会の皆さんが活動されているのかなと思っています。皆さんの活動を見ていると、基本理念を実現するためには、自助・互助・共助・公助の役割分担を踏まえながら、有機的に連動して推進できるような地域システム構築を目指して活動されている、と感じました。基本理念をそのようにまとめて考え方を示すことも大切

なのかなと考えたので、提案させていただきました。

もう1点、1ページに出ている地域福祉の視点の下です。地域包括ケアの構築を目指す、という下の、支援付き地域の構築を目指す、ということが何か足りないのではないかと発言した部分です。支援付き地域の構築を目指すことにとどまらず、どんな状態でも自らの能力を最大限に生かしながら生きがいをもって主体的に暮らすことが可能な仕組みを目指すことが必要である、ということも基本理念の中に加えてはどうでしょうか。

そうすれば、生活困窮者の自立支援も給付を受けるだけでなく、制度を活用しながら自立して自分の能力を発揮しながら、尊厳ある暮らしができる地域にしていくということも基本理念に含まれるというのが私の提案です。

【会 長】まず、今の2点に事務局の意見はどうですか。

【事務局】基本理念のところ、確かに加藤委員のおっしゃるとおりで、前回の議事録を確認したところ、求めるべきものをそっくりそのまま言われている思いがします。さまざまな意見をうまくまとめていただいたと思う。

【委 員】12ページの地域福祉コーディネーターの件。集会所も自治会もない地域ではコーディネーターの育成はすごく難しいのではないかなと思う。私も、上の原という地域に住んでおり、上の原は団地と一般住宅とがあるのだが、団地がいつも主催して動いていくというところ。新座市と接しているが、集会所の場所もなく、自治会はあるが、そのような地域が東久留米にも沢山あるのではないかなと思う。氷川台の様に組織的に出来ない場所こそ、コーディネーターを育てていかなければならないのではないかなと感じました。

【事務局】コーディネーターをどう育成していくかは、事務局として計画改定に当たり、一番に考えた事項である。行政の福祉関係の方策は数々あるにも関わらず、施策の網の目から漏れてしまつてつなげられない。ひきこもり者等は開けてみて初めてわかるという実態がある。待っているだけではダメと言うのは、実務の中で感じているところ。地域におけるコーディネーターの発掘、すなわち地区センターに行ったり、包括支援センターや保育園・幼稚園などへ行ったりして、情報を集めることが出来る人が必要ではないか。計画の3次改定を作るにあたり、事務局として今後益々必要になるつなぎ役づくりを1つのコンセプトとして、しかし、それだけではやっていけないので、そこに住む住人たちのつながりを紡ぎ出す。だが、コーディネーター役はしっかりした自治会においてはさほど必要ではないのかもしれない。むしろ自治会がない所のほうがコーディネーターによるつなぎが必要ではないかなと考えます。モデル事業を敷衍化していけるような計画づくりを事務局

として求めているので、皆さんからアイデアを頂きたいと考えています。

【事務局】補足させていただくと、地域コーディネーターについては、たまたまではあるが、NHKで「サイレント・プア」というドラマが始まった。NHKのドラマの中で、社会福祉協議会の方が地域のつながりを作ろうと、その人が中心になって、1話目はゴミ屋敷の話で、ゴミ屋敷の解決に向けて、地域を繋げていく。そのキーパーソンが主人公のドラマ。我々が目指している今回の地域福祉計画は、まさにドラマのイメージではないかということ、事務局の事前の打ち合わせの中で話をしていました。コーディネーターのイメージは、サイレント・プアの主人公のイメージであると考えている。そういうものは必ず作っていかねばいけないし、我々の足りない部分だと考えています。

【委員】おっしゃっているのはバリアフリーあり、それまで通りとして、足が上がるようにする、そういうものか。

【委員】先進的なのは山口県、夢のみずうみ村（藤原さん）の取り組みです。

【委員】いいところしか宣伝していない。うかつにテレビをまねするのか。

【事務局】補足させていただきただけで、テレビを真似するつもりではありません。

【委員】コーディネーターの件は、厚労省老健局で生活支援サービスコーディネーター（仮称）として話がされています。老健局側の言うコーディネーターの件は7～8月に出てくるはず。今、ガイドライン策定に向けて、私共の団体も、新地域支援推進構想会議で進めています。コーディネーターについては重要な部分だと思っており、厚労省でも進めています。審議会の中でコーディネーターの役割や位置づけなど詰めた議論をした方がよいのではないかと思います。

【会長】東久留米の主体性をもって、東久留米ならではのものが出していければと思う。今日は初回なので、今後議論を深めていければと思います。

（３）その他

【会長】その他、各委員から何かご発言はありますか。なければ、次回審議会の日程を調整したいと思います。

【事務局】今回、コーディネーターの中では、市民の方ももちろんだが、専門職の方々の力も必要なので、そのような方々にも地域福祉計画のシンポジウムにも参加してもらいたいと考えています。シンポジウムについては、次回にはもう少し詳しい説明ができると思います。

【会 長】次回は何時頃がよろしいか。準備もあるので5月下旬辺りになりますか。

【事務局】審議会の審議経過及び今後のスケジュール表をご覧ください。

平成26年度の審議会第2回目は5月に予定したいと思います。計画素案の肉付け作業を進めて参りますので、5月下旬の開催で調整をお願いできればと思います。これまで水曜日開催できておりますが、5月28日でいかがでしょうか。

→ 日程調整：平成26年5月29日（木）午後7時 701会議室。

【委 員】コーディネーターのところ、国がどういうことを考えているのかということで、読んでおいたほうがよい資料があれば送ってほしいです。

【会 長】東京都もコーディネーターを検討している予定です。

【委 員】骨子の組み立て方に意見がある。5～6月に骨子を作るとなると、次回の会議の場で意見を聞くのでは間に合わない。意見を文章化して事前に送るようにしないと間に合わないと思うが、それでよいですか。

【事務局】意見を送っていただければ全委員に送る。

【委 員】この計画は10年の計画だが、医療計画などは6年に代わるがいいのか。

【事務局】10年で行きましようとして5回の検討の中で議論を進めてきているので、できたら10年計画でいきたい。最初にお話をさせていただいています。

【会 長】10年の計画で法改正等はその都度見直すということでご理解ください。

【委 員】骨子については、前回、表が出ている。今日の資料の中で説明はなかったが、2/20に議論された内容というのは、ここの場の話ですか。

【事務局】先ほど言った、庁内の意見をフィードバックしてまとめたものです。

【委 員】庁内検討委員会などと記載していただかないと解らない。

【会 長】配布資料を丁寧に説明してほしい。会議体の関係を図式化、見える化してもらった方が分かりやすいです。

（４）閉 会

【会 長】以上をもって第1回社会福祉審議会を閉会といたします。ご協力ありがとうございました。